北海道水産林務部請負工事検査方法書

第１　通則

北海道水産林務部所管の発注に係る請負工事の検査の方法は、北海道請負工事検査要領（昭和46年８月６日局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」。（以下「検査要領」という。）第６に基づき、この方法書の定めるところによるものとする。

第２　検査の目的

検査の目的は、次の各号によるものとする。

(1) 工事完成検査、でき形部分等検査及び指定部分検査（以下「工事完成検査等」という。）

工事目的物が契約図書で定めたでき形や品質等が確保されていることを確認するために行う検査である。

(2) 跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査

跡請保証部分が契約図書で定めたでき形や品質等が確保されていることを確認するために行う検査である。

(3) 中間検査

工事実施状況、でき形及び品質等について、契約が適正に履行されされていることを確認するために行う検査で、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び完成検査等の効率化を図る。

対象工事、実施時期については、中間検査実施基準（別添１）による。

なお、中間検査で確認したでき形部分については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、完成検査等における確認を省略することができる。

(4) 不適合修補工事完了検査

工事完成後に契約不適合が発見され、その修補工事の完了を確認するため行う検査である。

第３　検査の立会

検査員は、検査にあたって、必要に応じ、当該工事に係る工事監督員の立会を求めることができる。

第４　検査の準備

検査員は、検査にあたって、工事監督員若しくは受注者に対し、必要な測定要員、用具及び関係書類の一切をあらかじめ準備させるものとする。

第５　検査の内容

検査は、工事のでき高を対象として、契約図書に基づき、工事の実施状況、でき形、品質及び出来ばえについて、その適否の判定を行うものとする。

2　検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、工事監督員又は受注者に対して、施工状況及び資料等について事実の説明を求めることができる。

第6　工事実施状況の検査

検査員は、工事目的物が適正な施工管理のもとで施工されたか否かを確認するため、工事実施状況の検査を行うものとする。

なお、検査にあたっては、別表1に掲げる事項に留意して行い、各種の記録（工事写真等）により確認する。

第7　工事のでき形及び品質の検査

検査員は、工事目的物が、設計図書で定めた規格値の範囲内か否かを確認するために、でき形及び品質の検査を行うものとする。検査にあたっては、でき形検査基準（別表2）及び品質管理基準（別表3）に基づき行い、設計図書と対比して合否を判定する。

ただし、設計よりでき形が過大であっても、関連する工事又は効用上支障がないと認めるときは、合格とすることができる。

第8　出来ばえの検査

検査員は、工事目的物が美観的に優れた機能的に仕上がっているか否か、出来ばえの検査を行うものとする。検査にあたっては、仕上げ面、とおり、すり付け等の他、色及び艶など全般的な外観とともに、機能面についても目視、観察により確認する。

なお、工事目的物が水中又は地中に没する等により、目視による出来ばえの確認が著しく困難な場合については、各種の記録（工事写真、出来形管理記録等）により確認することができるものとする。

第9　破壊検査

検査員は、外部からの観察、でき形図、品質管理の状況を示す資料、写真等により、工事目的物のでき形及び品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて当該目的物を最小限度破壊し検査を行うものとする。

第10　検査合格の処理

当該工事目的物が検査に合格した場合は、次の各号により処理するものとする。

(1) 工事完成検査等、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査

検査要領第7によるほか、工事完成検査報告書（第1号様式）に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、支出負担行為担当者に報告するものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査報告書（第2号様式）に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、支出負担行為担当者に報告するものとする。

(3) 不適合修補工事完了検査

検査員は、不適合修補工事検査報告書（第3号様式）に当該検査の確認事項を記載し、修補請求者に提出するものとする。

第11　検査不合格の処理

当該工事目的物が検査に合格しない場合は、次の各号により処理するものとする。

(1) 工事完成検査等、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査
検査要領第７によるものとする。

(2) 中間検査
検査員は、中間検査の結果、当該工事の実施状況、でき形及び品質について契約図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者に報告するものとする。

(3) 不適合修補工事完了検査
検査員は、不適合修補工事完了検査の結果、合格しない場合は、不適合修補工事検査報告書にその旨を記載し、修補請求者に報告するものとする。

第12　検査の中止

検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに支出負担行為担当者に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 受注者又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき

(2) 前号の他、検査の実施が困難となったとき

第13　工事施行成績の評定

検査員は、工事完成検査等に合格した場合は、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年２月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）に基づき評定を行い、工事施行成績評定表を支出負担行為担当者に提出しなければならない。

第１号様式

工 事 完 成 検 査 報 告 書

年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　　様

（所属）
検査員
（職・氏名）

工事名

上記工事について、検査の結果、完成と認めます。

受　注　者	
工 事 場 所	
契 約 工 期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日
検査年月日	年　　月　　日
検 査 所 見	

注）　この様式は、検査に合格した場合に使用すること。

第２号様式

中　間　検　査　報　告　書
（第　　回）

年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　　様

（所属）
検査員
（職・氏名）

工事名

上記工事に係る中間検査について、検査の結果、次のとおり認めます。

受　注　者	
工 事 場 所	
契 約 工 期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日
検査年月日	年　　月　　日
検 査 所 見	
工事監督員への指示事項	

第３号様式

不適合修補工事検査報告書

年　　月　　日

修補請求者
（(総合）振興局長等）　　様

（所属）
検査員
（職・氏名）

工事名

上記、不適合修補工事完了に係る検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

被修補請求者	
工 事 場 所	
検査年月日	年　　月　　日
検 査 所 見	

別表１

工事実施状況の検査留意事項

項　　目		関係書類	留意事項
1	契約図書の履行状況	契約図書 工事施工協議簿 その他関係書類	・設計変更の実施状況 ・コリンズの登録 ・施工計画書の提出時期
2	施工体制状況	施工計画書	・作業分担と責任の範囲 ・施工体制台帳及び施工体系図の整備
3	工事施工状況	契約図書 施工計画書 工事施工打合せ簿 その他関係書類	・契約図書に基づく施工状況 ・作業分担と責任の範囲 ・施工計画書に沿った施工方法 ・段階確認の適切な実施 ・文書による改善指示又は改造請求の有無
4	工程管理	計画（実施）工程表 工事旬報	・工程管理状況及び進捗状況
5	安全管理	契約図書 施工計画書 その他関係書類	・関係法令の遵守状況 ・安全教育研修、訓練等の実施状況（※） ・安全に関する受注者の取組み（※） ※必要に応じて書類の提示を請求
6	環境対策	施工計画書 その他関係書類	・周辺環境（騒音・振動・塵芥・水質汚濁等）への配慮 ・建設副産物の適正処理及びリサイクルへの取組み
7	施工管理状況	施工計画書 その他関係書類	・社内検査体制及び品質管理体制 ・関係書類及び資料整理状況
8	支給品及び貸与品	支給及び貸与に関する書類	・支給、受領、使用及び返納の処理状況
9	現場発生品	「生産物品報告書」等	・発生品の処理状況

別表２

でき形検査基準（水産土木工事）

（１）　魚礁設置

工種・種別・細目 （レベル２・３・４）	検査内容	検査密度	検査方法
魚礁工 単体魚礁製作工 一体打ち魚礁製作	ブロック外観	全　数	実測又は資料
魚礁工 魚礁運搬・沈設工 魚礁運搬沈設 （単体魚礁）	施工位置	設計図書に示す設置位置全点	実測又は資料
	出来ばえ	一点設置方式の場合は浮標を中心として８方位を測定する。	実測又は資料
魚礁工 組立魚礁組立 コンクリート製 組立魚礁組立	出来ばえ	全個数について主要寸法を測定する。	実測又は資料
魚礁工 組立魚礁組立 鋼製魚礁組立	出来ばえ	全数について主要寸法を測定する。	実測又は資料
魚礁工 魚礁運搬・沈設工 魚礁運搬沈設 （組立魚礁）	施工位置	設計図書に示す設置位置全点	実測又は資料
	出来ばえ	設置間隔・基数が判読できるように測定する。	実測又は資料

（２）　着定基質設置

工種・種別・細目 （レベル２・３・４）	検査内容	検査密度	検査方法
囲いブロック工 囲いブロック製作工 ブロック製作	ブロック外観	全　数	実測又は資料
石材工 石材投入工 石材投入	施工位置	設計図書に示す設置位置全点	実測又は資料
	出来ばえ 全　体	縦・横断方向に各3箇所以上 50m以上の場合50mにつき1箇所	実測又は資料
	法線方向の出入り （囲いブロック無しの場合）	縦・横断方向に各3箇所 50m以上の場合50mにつき1箇所	実測又は資料
囲いブロック工 囲いブロック運搬・据付工 ブロック運搬据付 ブロック直接据付	延　長 法線方向の出入り	縦・横断方向に各3箇所 50m以上の場合50mにつき1箇所	実測又は資料

でき形検査基準（水産土木工事）

工種・種別・細目 （レベル２・３・４）	検査内容	検査密度	検査方法
単体礁製作工 ブロック製作	ロック製作工　　ブロック製作を適用する。		
単体礁工 単体礁運搬・据付工 ブロック運搬据付 ブロック直接据付	施工位置	設計図書に示す各点	実測又は資料
	出来ばえ	測定箇所　５カ所	実測又は資料
単体礁工 単体礁運搬・据付工 魚礁運搬沈設	施工位置	ブロック全数の５％	実測又は資料
	出来ばえ	全個数の１割を横断方向に測定する。	実測又は資料
産卵礁工 産卵礁製作工 ブロック製作	囲いブロック工 囲いブロック製作工 ブロック製作 を適用する。		
産卵礁工 産卵礁運搬・据付工 ブロック運搬据付 ブロック直接据付	単体礁工 単体礁運搬・据付工 ブロック運搬据付 ブロック直接据付 を適用する。		
産卵礁工 産卵礁運搬・据付工 魚礁運搬沈設	単体礁工 単体礁運搬・据付工 魚礁運搬沈設 を適用する。		
保護礁工	（１）魚礁設置 魚礁工 を適用する。		

（３）　人工干潟

工種・種別・細目 （レベル２・３・４）	検査内容	検査密度	検査方法
砂留堤工 　砂留堤設置工 　　サンドチューブ設置 　　サンドバッグ設置	延　長 天端高 法線方向の出入り	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料
盛砂工 　盛砂工 　　盛砂投入 　　盛砂均し	基準高	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料
	延　長 幅 (ｻﾝﾄﾞﾁｭｰﾌﾞ無しの場合)	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料

（４）　消波堤設置

工種・種別・細目 （レベル２・３・４）	検査内容	検査密度	検査方法
消波堤堤体工 　消波ブロック工 　　海岸ブロック製作	ブロック外観	全　数	実測又は資料
消波堤堤体工 　消波ブロック工 　　海岸ブロック運搬 　据付 　　海岸ブロック直接 　　据付	延長 天端幅 天端高 法線方向の出入り	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料
消波堤基礎工 　捨石工 　　捨石投入 　　捨石均し	延長 天端幅 基準高 法　面	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料
消波堤基礎工 　被覆工 　　被覆ブロック製作	消波堤堤体工 　消波ブロック工 　　海岸ブロック製作 を適用する。		
消波堤基礎工 　被覆工 　　被覆均し	基準高 法　面	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料

でき形検査基準（水産土木工事）

（５）　離岸堤設置

工種・種別・細目 （レベル２・３・４）	検査内容	検査密度	検査方法
離岸堤堤体工 離岸堤基礎工	（４）消波堤設置 を適用する。		

（６）　その他

工種・種別・細目 （レベル２・３・４）	検査内容	検査密度	検査方法
作　澪	底面幅 延　長 水　深 （底　面）（法　面）	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料

注）この検査基準は標準を示すものであり、工事内容等を勘案し検査密度等を変更し実施できるものとする。

でき形検査基準（森林土木工事）

工種	検査内容	検査密度	検査方法
土工一般	基準高、法長、法勾配、幅、延長	施工延長200mにつき1箇所以上 ただし、200m以下は2箇所以上 なお、延長は適宜	実測
	残土処理量及び場所、土採取場所	適宜	実測又は写真等
鉄筋組立	かぶり、平均ピッチ （主要構造物の主鉄筋を対象）	1ロット当たり1箇所以上	〃
ｺﾝｸﾘｰﾄ土留工（よう壁工）	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上	実測（不明視部分は写真等）
石・ブロック積（張）工	基準高、厚さ、法長、高さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上	〃
補強土壁工	基準高、高さ、鉛直度、控え長、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上	〃
管（函）渠工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	同種構造物ごとに２箇所以上	〃
水路工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上 なお、延長は適宜	〃
根固工、消波工 （ﾌﾞﾛｯｸ）	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上	〃
その他の構造物	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	同種構造物ごとに図面の寸法表示箇所の任意部分	〃
治山ダム工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	図面の寸法表示箇所の任意部分	〃
流路工、護岸工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上	〃
植生工	法長、厚さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上 なお、延長は適宜	〃
吹付工（ﾓﾙﾀﾙ・ｺﾝｸﾘｰﾄ）	法長、厚さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上 なお、延長は適宜	〃
法枠工	法長、延長、　幅、高さ、中心間隔	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上 なお、延長は適宜	実測
基礎工（既製杭、場所打杭）	本数、基準高、根入長、偏心量、杭径	1基又は1目地間隔当たり1箇所以上	実測（不明視部分は写真等）

でき形検査基準（森林土木工事）

工種	検査内容	検査密度	検査方法
矢板工	基準高、根入長、変位、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上	実測（不明視部分は写真等）
集水井工	基準高、深さ、偏心量	1基当たり1箇所以上	〃
抑止杭工	本数、基準高、根入長、偏心量	同種構造物ごとに図面の寸法表示箇所の任意部分	〃
アンカー工	本数、削孔深さ、せん孔方向	同種構造物ごとに図面の寸法表示箇所の任意部分	〃
橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長はスパンごと、その他は構造物1基ごとに図面の寸法表示箇所の任意部分について1箇所以上	〃
鋼橋上部	部材寸法	主要部材について、寸法表示箇所の任意部分について1箇所以上	〃
	基準高、支間長、中心距離、ｷｬﾝﾊﾞｰ	1橋につき３箇所以上	〃
	床版、地覆の寸法	図面の寸法表示箇所の任意部分について1箇所以上	〃
	溶接及び架設による歪み	各スパンごと	観察
	塗装被膜厚	主要部材の任意部分について1箇所以上	実測又は資料
ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部	部材寸法	主要部材について、寸法表示箇所の任意部分について1箇所以上	実測（不明視部分は写真等）
	基準高、幅、厚さ、高さ、ｷｬﾝﾊﾞｰ	1橋につき３箇所以上	〃
	床版、地覆の寸法	図面の寸法表示箇所の任意部分について1箇所以上	〃
路盤工	基準高、幅、厚さ	施工延長200mにつき1箇所以上 ただし、200m以下は2箇所以上 なお、厚さは1kmにつき1箇所以上	実測
舗装工	基準高、厚さ、幅、平坦性	施工延長200mにつき1箇所以上 ただし、200m以下は2箇所以上 なお、厚さは3,000㎡につき1箇所以上（既に採取されたコアにより検査）、ただし、3000㎡以下は2箇所以上	〃

でき形検査基準（森林土木工事）

工種	検査内容	検査密度	検査方法
特殊路面工 （砂利道路面処理）	基準高、厚さ、幅、	施工延長200ｍにつき1箇所以上 ただし、200ｍ以下は2箇所以上 なお、厚さは1㎞につき1箇所以上	実測
地拵え（全刈・筋刈）	周囲の延長・角度（測線間の水平角）	適宜	実測
	刈幅、置幅	施工面積1haにつき1箇所以上 ただし、1ha以下は2箇所以上	実測
地拵え（耕転）	周囲の延長・角度（測線間の水平角）	適宜	実測
	耕起深	施工面積1haにつき1箇所以上 ただし、1ha以下は2箇所以上	実測
植栽工	周囲の延長・角度（測線間の水平角）	適宜	実測
	植栽木の生存 （なお、工事目的物の受渡し後、一成長期を経過した後、枯損等の確認をすることとする。）	適宜	目視等
	列間、苗間	施工面積1haにつき1箇所以上 ただし、1ha以下は2箇所以上	実測
	土壌改良材、肥料、客土使用量等	適宜	写真等資料
下刈・補植・つる切・除伐・雪起し	周囲の延長・角度（測線間の水平角）	適宜	実測
本数調整伐・受光伐	周囲の延長・角度（測線間の水平角）	適宜	実測
	本数	1ﾌﾟﾛｯﾄ10m×10mを標準とする。 施工面積1haにつき1箇所以上 ただし、1ha以下は2箇所以上	実測
防風工	延長、高さ、主杭間隔	施工延長200ｍにつき1箇所以上 ただし、200ｍ以下は2箇所以上	実測

注）この検査基準は標準を示すものであり、工事内容等を勘案し検査密度等を変更し実施できるものとする。

別表３

品質検査基準

工種	検査内容	検査方法
材料全般	品質規格、寸法等	・施工管理記録及び観察により検査 ・必要に応じ実測
土工	土質、岩質、支持力、密度等	〃 〃
無筋・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	ｺﾝｸﾘｰﾄ強度、スランプ、空気量、 塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等	・施工管理記録及び観察により検査 ・必要に応じ実測（ｼｭﾐｯﾄﾊﾝﾏｰ､ｺｱ強度、注水検査等）
補強土壁工	土の締固め密度等	・施工管理記録により検査
路盤工	路盤材料の粒度、支持力、締固め密度等	・施工管理記録及び観察により検査 ・必要に応じ実測
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	ｱｽﾌｧﾙﾄ使用量、合成粒度、密度及び舗設温度等	・施工管理記録及び観察により検査 ・既に抜き取ったｺｱにより検査 ・必要に応じ実測
吹付工・現場打吹付法枠工（ﾓﾙﾀﾙ・ｺﾝｸﾘｰﾄ）	ｺﾝｸﾘｰﾄ強度、スランプ、空気量、 塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等	・施工管理記録及び観察により検査 ・必要に応じ実測（ｺｱ強度等）
ポステンＰＣ桁	ｸﾞﾗｳﾄの特性、プレストレッシング管理	・施工管理記録により検査
溶接工	溶接に係る各試験結果	・施工管理記録及び観察により検査
既製杭工	既製杭に係る各試験結果	・施工管理記録により検査
場所打杭	ｺﾝｸﾘｰﾄ強度	〃
アンカー工	ﾓﾙﾀﾙ強度等、 適正試験、確認試験	・施工管理記録により検査 ・必要に応じ実測
植栽工	苗木の高さ(H)、太さ(D)、(H/D)等 苗木の活着状況 客土、土壌改良材、肥料の品質規格	・施工管理記録により検査 ・必要に応じ実測
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	ｺﾝｸﾘｰﾄ強度等	〃 〃

注1）この検査基準は標準を示すものであり、工事内容等を勘案し検査密度等を変更し実施できるものとする。
注2）施工管理記録には、品質証明書、試験成績書、工事写真等を含む。なお、材料の品質を証明する書類については、必要に応じて受注者に提示を請求すること。